

平成 26 年

社会文教常任委員会会議録

平成 26 年 3 月 10 日

田上町議会

平成26年第2回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成26年3月10日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 2番 | 椿 一春君 | 10番 | 渡邊 正策君 |
| 3番 | 有川 りえ子君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 皆川 忠志君 | 14番 | 小池 真一郎君 |
| 7番 | 川崎 昭夫君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|------------------|-------|
| 町 長 | 佐藤 邦義 | 保健福祉課長 | 吉澤 深雪 |
| 副町長 | 小日向 至 | 教育委員会
事務局 長 | 福井 明 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 竹の友幼稚園
事務 長 | 小林 亨 |
| 町民課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
生涯学習係 長 | 大平 哲也 |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書記 | 渡辺 絵美子 |
- 7 傍聴人
なし
- 8 本日の会議に付した事件
- | | |
|--------|---|
| 議案第 4号 | 田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 議案第 7号 | 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について |
| 議案第12号 | 平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中
第1表 歳出の内 |
| | 3款 民生費 |
| | 4款 衛生費 |

10款 教育費

- 議案第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議案第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議案第17号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議案第18号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、時間ですので、社会文教常任委員会を開会いたします。

改めておはようございます。きょうも大分なかなか暖かくならないようですけれども、寒さが続きますので、健康に気をつけていただきたいと思います。きょうはたくさんの案件が複数ありますので、真摯な議論をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に町長からご挨拶をお願いします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。今ほど委員長からのお話のように、何かはっきりしない天気、もうそろっと最後の雪だかなとは思っておりますが、よろしく申し上げます。3日の初日には施政方針ということで所信を述べさせていただきました。また指定管理案件で、先般は総務との連合審査ということで、条例、それから指定管理者制度への審議を経まして、大変ありがとうございました。最終的には総務産経のほうでは提案どおりということになったようであります。ありがとうございました。

本日は、初日に付託しました案件でございますので、審議をいただきまして、ご決定できればと思っております。よろしくお願いたします。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、本委員会に付託されました案件、一括で付託されました案件につきましては、皆様のお手元でございますが、議案第4号 田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第7号 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、議案第12号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中、第1表、歳出のうち民生費、衛生費、教育費、それから議案第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第17号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第18号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定について、以上7議案でございます。皆様の活発なご議論をお願いしたいというふうに思います。

では、議事に入ります。議案第4号を議題といたします。執行側の説明を求めま

す。

保健福祉課長（吉澤深雪君） おはようございます。私のほうから議案第4号、田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

先ほどお配りしました配付資料、参考資料ナンバー1ということで、それに基づいて説明させていただきますが、まず条例改正そのものの説明の前に、確認の意味も含めまして、ここ数年来の医療保険制度の、そのうちの患者の医療費の自己負担の関係について若干補足というか説明させていただきます。

一般的には、例えば風邪を引いてお医者さんに行くというような場合であれば、例えば1万円かかった場合は、保険給付が7割、7,000円が保険から負担されて、各患者さんは窓口で3割、3,000円をお支払いいただくという制度になっておりますが、一昔前まではそれが、例えば70歳からの老人医療費については患者負担は1割負担ということで決まっておりました。それが、数年前に後期高齢者の医療制度をスタートする時点で、70歳からの1割負担を75歳以上、後期高齢者の75歳以上から1割負担にするというふうに制度改正が行われました。従来の70歳から74歳の患者負担は、本来であればその時点で2割負担に制度改正がされていたのですが、国の特例措置ということで、それを2割のものを1割負担ということで抑えてきたような形があります。その特例措置が、実はこの3月をもちまして終了するというので、4月からは本来の2割負担になるというような状況になります。そのような状況の中で、このたびそのうちの老人医療費の助成に関する条例についても改正の必要が出てきたということなのであります。

参考資料ナンバー1に戻りますが、その条例改正の一部改正ということで、(1)、現行の県単老人医療費助成事業（県老）とありますが、この県老というのは新潟県で実施している老人医療費の助成という制度でありまして、それで通称県老というような言葉を使っています。それを踏まえて、町の条例で制定しまして、町の制度としてこういう新潟県の制度を踏まえた老人医療費の助成を行っているというようなことでありまして、対象者、書いてあるとおりに65歳から69歳のひとり暮らし老人または寝たきり老人が申請により、所得を踏まえた中で、低所得者については医療費の助成を行うと。本来は69歳までは3割負担なのでありますが、それを差額を県と町の半々で公費で助成することによって、本人が病院窓口で払うものが1割負担で済むような形でやってきております。それは、下の図に描いてありますが、69歳までは本来3割負担なのですが、それを県老が補助することで1割負担に抑えていると。70歳からは国の特例措置で、本来は2割負担なのだけれども、1割負担であ

って、それをそのような形でなっているというようなことであります。それを今回（２）の県老制度の見直し案ということではありますが、国の特例措置が終了することにあわせて、これからは新たに受給者となる65歳から69歳の負担割合を、今3割負担なのでありますが、それを70歳から2割負担になるものにあわせて3割を2割に、1割分を助成することで2割負担でなるような形に変えていこうというものであります。

こういう形でありまして、改正内容はこういうことなのでありますが、新たに受給者となる者についてはこの形で2割負担とするということなのでありますが、今経過措置ということで、現在既に県老を受給されている方、実質田上町は今受給者は3人しかおりませんが、その方については、その方が74歳になるまで今1割負担で受給しているのですが、その形で1割負担のまま据え置くというような形で経過措置は見ております。こういう内容の条例改正なのであります。

それで、議案のほうに戻りますが、ちょっと11ページの次に資料ナンバー2がありますので、新旧対照表がありますので、そちらちょっと開いていただきたいのでありますが、新旧がありまして、右側の旧のほうので第6条、第7条、助成の範囲、助成の方法ということで、長い文章で難しい言葉でいろいろ書いてありますが、かみ砕いて言いますれば、単純にこの県老の医療費助成の対象者については、後期高齢者の75歳以上の患者負担のいわゆる1割負担と同じようなサービスというか助成を受けられるというようなことを、簡単に言うとそういうふうなことを書いてあります。それを新しい新のほうは、その受給者については70歳から2割負担であります。その70歳からの2割負担になるように助成を行うというようなことなのであります。そういうことが、ここの文章長いのですが、そういうようなことが書いてあります。

1枚めくりまして、その他の資料ナンバー3であります。資料ナンバー3で届け出義務ということで、第8条の第3号、旧ではアンダーラインにはなりますが、保険証と書いてありますが、それを被保険者証、正式な名前は被保険者証といいますので、字句の整理を行ったというような、その程度の内容であります。

あと、補足しますと、またちょっとページが前後しますが、11ページに戻りますと、11ページは、これ条例改正の附則なのでありますが、この附則の3項、4項、いろいろありますが、これは要は先ほど言いましたとおりに、現受給者の経過措置、既にもう受給していた方については従来どおり1割負担となるようなことを経過措置として盛った内容になります。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご質疑のある方。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

それでは、議案第4号終わります。

それでは、引き続きまして、議案第7号 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、執行部側の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 16ページになりますが、よろしいでしょうか。

議案第7号 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてでありますけれども、地方青少年問題協議会法の会長及び委員の資格要件に係る一定の廃止を含みます第3次一括法案が平成25年4月12日に閣議決定されまして、6月14日に公布されたことに伴いまして、この田上町青少年問題協議会設置条例につきましても会長及び委員の資格要件を定める必要が生じたために、今回の条例改正をお願いするものでございます。

17ページの次に、資料ナンバー6の新旧対照表がありますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。新旧対照表でありますけれども、第3条の組織及び会議中では、2項で会長を、3項では委員についての規定を1号から4号加えて明文化をしております。それから、8項、9項についてであります。会長の職務の内容に新たに協議会の招集や会議の議長となることをつけ加えて整理させていただきました。

なお、この条例につきましてもは26年4月1日より施行となりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上であります。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

3番（有川りえ子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

新しくできるということで、大変期待しているのですが、この協議会のメンバー構成、人数の予定とかわかっていたら教えていただきたいと思っております。

教育委員会事務局長（福井 明君） これは、もう既に委員会協議規則というか、一応でありまして、現在も委員になっておられる方につきましては17名おります。まず最初には、会長は一応町長でありますし、それ以外に副町長、議会議長、教育委員

長、商工会長、あと民生委員の委員の協議会の会長、それから保護司会の代表だとか小・中学校長、それから小・中学校のPTA会長、区長会長とか体育協会の会長、教育長とか保健福祉課長がその任に当たっておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 今の回答でよろしいですか。

3番（有川りえ子君） 今の回答でわかったので、私は結構です。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 済みません、私のほうから。今の構成メンバーは、現在構成メンバーを説明されたのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） はい。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 有川さんのは、今度誰になるかという質問だったと思うのですが。

教育委員会事務局長（福井 明君） 現在この条例自体がございまして、既にそのメンバーについてずっと委嘱をしているわけでありますが、これと同じような形、要は委員構成が変わる何人かにつきましては、全て全く前と一緒になるということをお願いをしたいと……

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） それで、全部で17人おりますので、その17人に、26年4月以降からもお願いをしたいというふうに。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） ここの中に町議会議員を今度入れるという……

教育委員会事務局長（福井 明君） 議長さんです。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 議長がもう既に入っているという前提ですね。

教育委員会事務局長（福井 明君） はい。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） わかりました。有川委員、よろしいですか。

3番（有川りえ子君） わかりました。変わらないということで。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） そのほかございませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、なければ審議は終了いたします。

引き続きまして、議案第12号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中、歳出のうち民生費からお願いします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 民生費だけでいいですか。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） はい。

保健福祉課長（吉澤深雪君） では、43ページをお開きください。議案書の43ページに

なります。

3款民生費なのでありますが、今回お願いする関係は、3月ということもありまして、ほとんどは年度末に至って予定されていた事業の確定等に伴う不用額の整理などが中心というような形でありますので、お願いいたしたいと思っております。

それでは、3款民生費ということで、1目社会福祉総務費であります。補正額の欄にあるとおりに、379万円の減額というようなことでもあります。お願いしたいということでもあります。説明欄をちょっと見ていただきたいのでありますが、共済組合、これは掛金の確定によるものでありますし、職員の共済費の掛金の確定に伴う負担金の減額、それから繰出金ということで、国民健康保険特別会計、基盤安定交付金の確定に伴い、それぞれ減額をお願いするものであります。

続いて、2目老人福祉費ということで、2,033万円の減額であります。これについても老人福祉説明欄であります。老人福祉関係、配食サービスの委託、あるいは紙おむつ、在宅の介護手当、それからその際社福減免の関係、それぞれ、以上、見込み等により不用額を整理させていただくというものでありますし、44ページに入りまして、繰り出しということで、介護保険の繰出金、これは介護特会給付に伴い、町負担分の減額、それから後期高齢者の医療特会、これも保険基盤安定等に伴う決定により減額というようなことでもあります。それから、敬老関係であります。敬老記念品、地区敬老会の助成金ということで、確定に伴い減額をさせてもらうというものであります。

それから、3目障害者福祉費ということで、補正額にあるとおり、3,900万2,000円の減額ということでお願いしたいと思っております。説明欄に行きますが、重度心身障害者の医療費の審査支払委託料、これは単価減であります。それから地域活動支援センターの負担金など、これは事業者が別の体系のサービスに移行するというので、この部分については科目が不要になったということでもあります。それから、身障者の扶養共済の掛金の助成分、人数の減であります。それから、重度心身障害者の医療費の助成、年間の増減等を含めて、不用額の整理というようなことでもあります。

1枚めぐりまして、45ページに入りますが、説明欄にあるとおり、障害者の自立支援の関係の介護給付費で3,000万円と大きな減額なのでありますが、これは制度改正がいろいろありまして、今その過渡期なものでありまして、新体系に移行というようなことでなかなか見込みづらいというものがあまして、ちょっと見積もり、当初予算で過大に見積もり過ぎたのかなということでもあります。結果としてちょっ

と大きな減額といたしました。それから、地域生活支援事業給付金、これは不足が見込めるということであり、自立支援の医療費の助成についても不用額の整理であります。その下の療養介護の給付費助成ということで、10万円ほど追加お願いしたいのですが、これは新体系に移行しまして、この分についてはちょっと不足が見込まれるので、追加をお願いしたいということであり、障害児の給付、これも今年度からこの形で新しい形で、前からずっとこれがかなり余計に見過ぎたかなということで減額をさせていただきます。

続いて、その下、4目母子福祉費であります。27万円の減額であります。これはひとり親の家庭の医療費の助成ということで、不用額分を見込めることから減額をさせていただくものであります。

教育委員会事務局長（福井 明君） 次に、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費分につきましては、73万4,000円に理解を願うというものであります。説明欄のところでありますが、児童福祉総務費になります。3節の職員手当等の時間外勤務手当40万円でありますけれども、竹の友幼稚園の行事等で不足が見込まれることから、追加補正をお願いするものであります。それから、4節の共済費の共済組合負担金216万6,000円の減額であります。額の確定により。それから、児童福祉総務その他事業の中で、4節共済費の社会保険料100万円の減額であります。執行残による整理を行うものであります。

それから、46ページになりますが、子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援新制度に伴いまして、現在の保育料システム、平成27年度までに新しい案を制度に合わせたシステム構築を行う必要が生じたために、350万円の追加補正をお願いするものであります。なお、この委託に係る費用につきましては、新潟県安心こども基金事業の補助となりまして、10分の10、100%の補助となっております。今回3月で補正をいたしましてから、そのうち委託契約を行った後に、来年度、平成26年度に繰り越しをしていきたいというふうになる事業でありますので、よろしくお願ひします。

それから、2目の児童運営費につきましては、1,220万8,000円の追加をお願いするものであります。11節の需用費の光熱水費30万円の追加につきましては、竹の友幼稚園の電気料の不足が生じるために補正を行うという部分であります。修繕料につきましては、浄化槽モーターの取りかえや園バスの修理が不足が生じるために30万円の追加補正をお願いするものであります。12節の役務費の手数料90万円の減額補正につきましては、検便手数料に執行残として整理をするものであります。13節

の委託料、広域入所委託料の1,240万8,000円の追加の補正につきましては、当初予算では児童17名の広域入所を見込んでおりましたけれども、30人というふうな形で、増えている見込みとなったために補正をお願いするというものです。当初では加茂市が16人、五泉市が1名、17名ということで、それが年度末で加茂市が28名、五泉市が1名、新潟市が1名というふうな30名というふうな形になります。14節では、使用料及び賃借料の事務機の借り上げ、10万円の追加補正につきましては、コピー機の借り上げ料に不足が生じるため、お願いをするものでありますのでよろしくお願い申し上げます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 引き続きまして、47ページをお開きください。

2項3目の児童手当費であります、1,367万2,000円の減額ということであります。これは不用額の整理なのであります、役務費の郵便料の関係で若干減額ということでもありますし、扶助費、児童手当であります、1,300万円ほど、そういうかなり大きい額であります、減額であります。内容については、対象人数、当初見えていたのはちょっと多過ぎたなということで、1,400人分ぐらい見ていたのですが、ちょっと勘違いとか計算違いもありまして、100人ぐらい減らすような形になっております。

以上、3款民生費についての説明は以上であります。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 次は、衛生費に入りたいのですけれども、民生費、少し多いようなので、ここで一旦説明を切りたいと思います。

それでは、民生費につきまして、皆様方のほうからございましたらお願いいたします。

7番（川崎昭夫君） それでは、参考のために教えてください。

45ページの民生費の1の児童福祉総務費、時間外手当が大分多いけれども、この前もありましたけれども、今保育士の募集を行っている中で、これからまた年度末まだちょっとあるのですけれども、本年の時間外労働がもっと増えるかなというような気もしないでもないです。その辺、今募集状況がどのくらいになっている、そのために時間外労働が増えていくのか、その辺見通しちょっとお聞きしたい。

竹の友幼稚園事務長（小林 亨君） おはようございます。今ほど質問のほうで保育士の募集状況ということでありましたけれども、先般募集して、今回面接のほうを4人させていただきました。保育士の状況はそのような形なのですけれども、この補正の関係の時間外の関係ですと、今年度ということで、産休、育休の不足分と、増築に伴う保育士を異動させた関係で、どうしても時間外報酬が多くなってきたとい

うことで、今年度分に関してもこの予算の中でその対応を考えていますけれども、次年度については質問ありましたように4人の保育士が増えるということで、若干減ってくるかなとは思いますが、その辺がまた園児の状況によって変わってくるかなとは思いますが、そういうことです。

以上です。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） その他。

2番（椿 一春君） それではお願いします。

43ページの老人福祉費のところ、配食サービス委託料でマイナス170万円とありますが、25年度から一般の配食メーカーのほうに変わった、前社協から作ったのを日清食品ですか、医療食品、そちらのほうへ変わったのですが、その170万円減った理由というのは、利用者様の数が減ったのか、単価が下がって減ったのか、教えてください。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 実は、前は社会福祉協議会から三条給食というところに24年度から変えました。単価は、だからそういう意味でいうと本当は変わってなくて、この減額というのは、当初見ていた人数分、それと日数分をちょっと余計に見過ぎていたというのが正直なところです。当初45人で大体月23日ほどフルに全部、全員が毎日食べるというような前提でこれ計算したのですが、実際にやってみると、運用としては1日平均23人で、そんなに全員が毎日というわけではなくて、これだけ落とせるなということでこうなりました。

2番（椿 一春君） ありがとうございます。

45名配食を希望されて、配食が見込まれる人数が45名いたのが、実際平均とると23名だったというふうに理解しましたが、割とそのおかずというか食事の中身、金額下がって、余り食べたくなくてとらないのか、それとも何か嗜好が合うとか合わないとかというふうな、弁当に対する満足度って何か調べたことありますかでしょうか。あったら教えてください。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 配食サービス自体が、前はもっといっぱいやっていたのですが、やはり介護保険の制度化、制度がスタートすることで、配食をやっていた方が今度はデイサービスで食事をとったり、あるいはホームヘルパーを利用して調理をしてもらったりというようなことで、そういう配食自体、介護のサービスを受けている方はそれほどもうこの配食サービスというものが要らなくなったということで、大分人数が落ちついたと。これを実際にスタート、社協から民間に移行する際に、また再度全員について、サービスを受けている方について利用計画に

ついてもう一回確認させてもらったような形で、その中で大分不要な方、今後はもういいよという方がかなり多かったということでもあります。

食事の内容については、一応これ実施する段階において、コミュニティデイホームですか、というくつろぎの家とかふれあいの家、それぞれで1回、2回試食をしてもらった上でアンケートをとり、内容についてどうかなということを確認させていただいた上で、それほど悪いというようなことはなかったかなというふうに感じております。今現在は、特にそういう食事について、内容についてどうこうというクレームはいただいておりませんし、またそろっと来年度あたりはもう一回、今サービスを受けている方についてはアンケート調査なり、意向と希望等を確認していきたいというふうには考えております。

以上であります。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。その他。

12番（関根一義君） 46ページの関係でちょっと聞かせて。この子ども・子育て新制度ということなのですが、この新制度という中身をちょっとお聞かせ願います。どのような制度なのかお聞かせ願います。

それから、2点目ですけれども、広域入所委託料が1,200万円ほど追加になっていますが、先ほど説明いただきましたけれども、当初予算で17名だったけれども、30名になったということ。その内訳も聞かせていただきましたけれども、特に加茂の広域入所が16名のところ28名になるということですから、かなり大幅に増えているのですが、これ何か要因的なものが考えられるものがあるのかどうか、その辺のところをお聞かせ願えますか。

それから、3点目ですが、47ページ、扶助費の関係、1,300万円の減額補正になりましたが、先ほどの説明とは、確認なのですけれども、当初予算では対象者1,400人ほどを見込んでおったと。それが100名ほど分を、これが減額されると、こういうことなのですが、課長、見込みがちょっと多過ぎたかなというふうにみずからの感想も含めて説明いただいたという理解をしていますけれども、これは見込みが100名分というのがどういうふうな処理なのかというのを私のほうでわかりませんので、もうちょっと説明をいただきたいと思いますが。

以上、3点お願いします。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） では、今の質問の順番でよろしいですね。

教育委員会事務局長（福井 明君） 子ども・子育て支援制度の関係につきましては、国が消費税の財源の中から子ども・子育て支援事業というふうな形で創設、これか

ら始めるということになって、それが平成27年度、当初からになっておりますが、この新システムの案件につきましては、今現在の保育料システム、保育料をどんな形でやるかというふうな形の中身についてどうするのかと、新しい制度に向かってどんな形ですのかというふうなことについては、国が今内容を示されている状況になります。

その内容については、流れをちょっと説明したいので、資料ですか。

(資料配付)

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 一通り渡りました。

それでは、お願いします。

教育委員会事務局長（福井 明君） 現在保育料につきましては、保育の入所の手続について一番上の参考1というのが現在のあれになっております。現在入所申し込みを受けて、それから調整、調査を行った上で、決定、入所承諾を決めた上で入所か保留かという形になりますが、今回新しく、保育に欠けるのではなくて、保育を必要とするというふうな文言に変わりますので、これについて前段として、この参考資料の2のところに、保護者が保育の必要性の認定の申請というふうな形で、これについては保育の必要性の認定、入所の方法については市町村が行うということになりますが、この必要性の認定というのは、例えば1日保育を今までどおり行うのか、それとも短い時間帯で行うのか、それとも小規模のところで行うのかとか、一時保育的な部分でいいのかというふうな、そういった部分の必要性の認定というふうな形になります。

それを行った上で、保育、保護者のほうから保育の要望、希望の申し込みを受けた中で、施設などに一応あつせんを、要は市町村の中で希望調整をした上であつせんをしていくというふうな形になります。

それで、私立保育所を利用する場合については保護者と市町村との契約というふうな形になりますし、認定こども園とか公立保育所、それから地域型保育を利用する場合については、保護者と施設、事業者との契約認定が変わって、それに対して市町村がその施設に必要なお金を給付をするという形の流れが変わってくるということで、今回電算のシステムの構築に当たってはこの部分が変わってきますので、その辺についての状況だとか、施設の給付に対してどうするのかという部分をシステム上構築する必要がある。それで、27年4月スタートに間に合わせるために来年度に更新を行っていくという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、広域入所は、事務長のほうから説明いたします。よろしくお願ひしま

す。

竹の友幼稚園事務長（小林 亨君） 広域入所の児童数の関係なのですけれども、年度当初が17名ということで予算化していたわけですが、申し込みを受け、実際4月の段階で委託、入所したものの、広域入所で委託した者が20名おりました。当然予算要求するのが11月時点であったわけですが、その時点での数字は17名という形だったのですけれども、その後広域入所の申し込み等により4月では20名、月途中何名か増えまして、3月段階で実人数としては29名の広域入所があったわけですが、1名ちょっと予備という形でのお願いをしておいたわけですが、特に大きく人数が増えたのがゼロ歳児ということで、当初1名だったのが最大時で5名という利用者おりました。

途中入所、退所を含めまして、実人数としまして29名の、実人数プラス予備1名という形での人数になっております。

（何事か声あり）

竹の友幼稚園事務長（小林 亨君） 理由としましては、ゼロ歳児につきましては、園のほうの増築が完了するまでの間は、当然竹の友のほうでお受けする定員いっぱいでしたので、お受けするわけにはいかなかったということで、加茂市のほうへの広域入所ということでの申し込みがございました。12月には増築分オープンしまして、そちらのほうで2名ほど引き上げがあったのですが、あと仕事の都合、勤務先の都合、それから御実家が加茂市ということで、実家の近くの保育所ということでの預け、広域入所の希望というのがございまして、加茂市への広域入所が増えてきているという形になっていました。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 47ページの児童手当の関係なのでありますが、先ほど申し上げたとおり1,300万円、大きな金額で総額を1億7,000万円の支給に落とすということなのでありますが、先ほど申し上げたとおりに、人数の捉え方を勘違いしまして、特に大きなものといいますと、その中で中段にあります小学校終了前の第1子、第2子の捉え方が特に大きく勘違いありまして、当初それは730人ぐらい見ていたのですが、現実に実績を見ていくと53人分ぐらい、50人分ぐらい減らせるなということでもあります。730人見ていたのですが、ちょっと50人ぐらい余計に捉えていたかなということでもあります。また、中学校についても330人ほど見ていたのですが、30人ぐらい余計であったかなというようなことでもあります。

何言ってもこれ、言いわけではないのですが、かなり児童手当、子ども手当といういろいろ政権が動く中で大きく制度が変わっていきまして、給付の関係、内容の関係

が変わってしまっていて、特に1年間のうちに3回給付の仕方が変わったなんていう年もあったもので、そういう意味では特に、結果としては勘違いして、数字の捉え方がうまくなかったのかな、ということが本当のところであります。以上であります。

12番（関根一義君） この一番最後のところよくわかりました。

それで、新制度の関係なのだけれども、27年度には導入されるということで、なぜ、このシステムの構築が必要になったのか、もう一度聞かせてくれますか。よくのみだめませんでした、なぜシステムの構築が必要になってくるのか。それも350万円ほどの委託料が必要になってくる。これは全額要するに、これ県費で賄う計画になっているのですが、かなり大がかりな、要するにシステム構築をイメージしますけれども、よくのみだめませんでした。もう一度説明をお願いできますか。

それから、広域入所の関係、かなり中身についてはわかりました。理由はそれぞれの保護者の事情だというふうに見ているということについてはわかりましたけれども、13名増えまして、1,200万円ほども、要するにそれも補正をしなければならないという、こういう中身ですよ。そうですね。そういうふうに見るのですよね。そうすると、1人当たり100万円になるわけですね。ですから、要するに可能な限り町の施設に入っていただくということが、そういう意味ではベターだなというふうに思うのだけれども、そうばかり言っていられない。町の施設の許可の関係もありますし、保護者の要望といいますか、いろいろ実情なりを考慮しなければなりませんから、一概には言えないのだけれども、まだかなりの長期間がかかるということに対する、こういうふうにもなかなか難しいと思うのですけれども、ご見解があればお聞かせいただきたい。

関係では2点です。最後の関係についてはわかりました。事情はわかりました。
教育委員会事務局長（福井 明君） 細部ということなのですが、システムの今とこれからどう違うのかという内容については、実は先ほどお話をした部分であります、まず保育に欠ける、欠けないで入所の判断をしていたものが、これからは保育を必要とするか否かというふうな個別の文言も変わってきました。今現在町では子ども・子育て支援会議として開いておりますが、その中で先般ニーズ調査をしてまいりましたが、そのニーズ調査の中でも、実際保育に必要なニーズ、これはある保護者は例えば8時間の保育が必要なのだとか、何時間ぐらいの保育が必要なのかというような部分が出てきます。これに対して町のほうではそのようなニーズに応じて、例えば1日必要な保育なのか、それとも短時間で済む保育というふうな区分けを今

度していかなければならない。そうすると、この保護者については短時間保育でいい、それからこの保護者については長時間、冬は何時から何時まで保育必要というふうな状況を踏まえた中で、今はもう1日のわけですが、それを区分けをしていくという形になります。その区分けの作業は、今回今の電算システムにはありませんので、まずそのうちの区分けをするための作業工程が1つ。それが認定、要は保育の必要性の認定申請の一応原点です。町はその部分を判断して、いいですよというふうな形をとるということになります。まず前段ということになります。

それが終わると、認定の認定証を交付する。この人は、ではこういった保育が可能な施設に入ることができますという形になります。そうすると、その保育所に必要な、それは定員があたりするわけですが、その定員に対して、この人は、ではこちらのほうに行けます、では加茂のこの保育所に行けますというふうな形、要はいろんな形での施設が選択ができるという形になります、それを受けてから。その選択肢が、受けた中で保護者はその施設に対する申し込みをする形になります。その申し込みを受けて、今度市町村が、では受けますというふうな形です。ただ、その施設でどうしても受けられないというふうな場合は、ほかの施設も当たらなければならないということで、市町村が、要はあっせんをして調整を、という形になります。その調整が終わると、新たな、今度は入所という形になります。

そういった流れを作っていくためのスタイルをシステムで作っていくという形になりますので、それに対して市町村が、この施設に対して、その子供1人増えたから、1カ月幾らですという給付を今度行わなければならないという形になる。入所したために、国の基準によって、この人は非常にお金をその施設に差上げますという、給付をするという、そういう業務なのです。そういった関係のものを作っていくということになりますので、そういった流れを作って再構築というふうなことを考えています。その部分を今回お願いします。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） ちょっと着席してください。

今のこの話だと、今のシステムはないのですか。機械化されたというか、こういうの。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今のシステムというのは現状は、現在は保護者から申し込みを受けて、その申し込みを受けたところは、例えば竹の友幼稚園だといった場合は、保育に欠けるか欠けないかを見てとりあえず、欠けているのであれば、申し込みを受けて、そこの施設に入所承諾をするというのが前提です。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 私聞いているのは、今のこの参考、現行の制度か

らいくと、これはペーパーベースのような気がするのですけれども、ペーパーベースでなければ、受けたことは、その後はあれは打つと思いますけれども、パソコンで打つと思うし、これがペーパーベースのような気がするのですが、今度新しくはみんな、これシステム化するのですよと、こういう違いなのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） いいえ。申し込みは当然ペーパーで来るのですが、それを認定する上で、基準を市町村でそれぞれ定めるということになります。その定めた中で、ではこの人はこういった保育の施設が必要だということをそれぞれ区分していくという作業です。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 時間も少し経過しているので、一旦、では休憩に入りたいと思います。

午前 9時53分 休 憩

午前10時20分 再 開

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、時間になりましたので再開いたします。

関根委員の質問についてはよろしゅうございますか。

（関連での声あり）

2番（椿 一春君） 関連で、今これみんな保育所となっているのですが、幼稚園とは、幼稚園は、これまた全然別物のところなのでしょうか。私立の保育所でする場合ですとか、うちらみたいなところは保育所なののですが、今当町では……幼稚園ですか、幼稚園……

（何事か声あり）

2番（椿 一春君） ルーテルは、ルーテル幼稚園。私立でいうとルーテル幼稚園があるのですけれども、広い解釈でいくと、今これ保育園だけなののですけれども、あふれたというか、認定受けて、行き場所がなくなった場合に、各市町村、加茂市の私立の保育園ですとか、そういったところを紹介するのもあり、当町ではルーテル幼稚園があって、広く解釈して、幼稚園での預け入れも受け入れるようなイメージで捉まえていいのかというのが1点と。

あと、物をやっぱり私立保育園ですと、そこでの保育料というのが基準があると思うのですけれども、先ほど福井事務局長でいくと、市町村から保育所へ給付という言い方をされていたのですが、国からの基準の金額を給付するという言い方されたのですけれども、これは保育所への委託費となるので、やはり向こうの私立の保育所のシステムの料金と町の料金とで、やっぱり必ずしも一致しないと思うのです。

差額が生じると思うのですが、その差額についてはどういうふうに調整するのか、その辺の考えあったら教えてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） この資料に書かれている保育所というのは、法的な部分でいうと保育所、保育園、そういった部分での捉え方になりますので、幼稚園につきましては子ども・子育て支援の中では幼稚園についてもどうするのかというふうな形でうたわれています。ただ、私立幼稚園については、従来今までどおりやってもいいですという方向性とか、例えば給付に関してはこういった形でやりますかという、意向は私立幼稚園のほうにありますので、今後どうするのかというのは町の中で決めていくことになりますが、あくまでも竹の友幼稚園については保育所施設でありますから、この制度の中の一つに入ることになります。

今言われた給付という部分でありますけれども、施設給付、要は子供1人に対して、今後は別としまして施設に入園しましたということになれば、その子供がいる期間、こういった形でその施設に対してお金が支払われるのかということになりますが、町の竹の友幼稚園であれば、公立ですから、町が当然のことながら給付に対する同じで良いわけですが、私立の保育所の場合は、ここに書いてあるように、市町村と契約というふうな、保護者と市町村の契約になります。保育料については市町村、各担当の市町村、ここでいうと私立の保育所というのは加茂しかありませんので、要は加茂市との契約になって、加茂へまた同じふうな形で、国が定めた、要は今度はその金額を町が委託という形で支払う。今までどおりの形になろうかと思っておりますので、そんな形での入所の仕方になると思います。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 椿委員、よろしいですか。

2番（椿 一春君） はい。では、新しいシステムに移ると、今先ほど来広域入所というのがあるのですが、ああいった形がもうなくなって、全部町の保育園の園児ですという解釈になるのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） そうではなくて、一応その部分については、先ほど言ったように、今と変わらないような状況です。というのは、要は町の保護者、町に住民票がある方については、一旦当然町のほうに申請、認定という形になるかと思っておりますので、その人たちが、例えば幼稚園以外のところへ、町外に、保育所を求めたという場合は、今加茂市のほうへ広域入所という形になるかと思っております。それは変わらないというか。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

2番（椿 一春君） はい。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 私もちよっと一向に理解できなくて済みませんが、今の広域入所での考え方は、本人はまず最初に、加茂へ例えば、加茂多いのですよね、通勤の関係があって加茂に預けたい、通勤したいと、その人は、まず町に相談に来るのですか、それとももう直接その加茂の入れたい幼稚園へ行って、そこへ申し込んで、それでこちらのほうへ届け出るのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 施設の入所、要は例えば加茂に広域入所したいといった場合の希望のあった場合は、前段に、先ほど言った保育の必要性の認定というのがありまして、それを受けてから、要は今度また申し込みという形に、それが同時に行われるということになります、ただ基本的には町のほうに申請を上げて、広域入所という形になりますので、今と同じような形になるということです。

（何事か声あり）

町長（佐藤邦義君） 委員長さんのご質問簡単に言うと、田上町に保育料を払う、保護者が。田上町の保育料で払う。保育は委託する。その委託した部分を集まっていったら、簡単に言えば加茂市にお払いする。だから、変わらないですね。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 差額が出た場合にはどうなりますか。

町長（佐藤邦義君） 差額は、それは払わなきゃ。もらうかもしれないし、払うかも、どっちもあり得るのですよね。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 差額は、それはいずれにしても町が担保するというか、払ったり、もらったりと、こういうことになると、こういうことですか。

町長（佐藤邦義君） それは今までもです。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 今までもだね。椿委員、よろしいですか。椿委員のご質問の趣旨にあったと思うのですけれども、よろしいですか。

2番（椿 一春君） はい。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） そのほかございますか。

12番（関根一義君） 私の2つ目の質問。広域入所の。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 広域入所の今後の捉え方で……

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 録音されておるので、指名された方がしゃべるようお願いいたします。

教育委員会事務局長（福井 明君） 広域入所については事務長が答えますので。

竹の友幼稚園事務長（小林 亨君） 関根委員のご質問の13名増1,200万円ということな

のですけれども、広域入所の委託に関しましては、保育所運営費ということで、国のほうで基準単価定められております。先ほどちょっと話をしたのですけれども、多かったのがゼロ歳児ということで、ゼロ歳児をちょっと例にとりますと、ゼロ歳児1カ月預けますと、12万円から15万円と、保育所の規模、それから定員によって全部単価が違いまして、一概にこのとおりのあれですということがないのですけれども、1人当たり単価としてはゼロ歳児の場合十数万円かかっているということで、その子供さんが丸々1年間行けば、十数万円掛ける12という金額が1人頭かかってきます。それ掛ける委託している人数という金額になりますので、1,200万円が多いか少ないかという部分は、その金額を計算していただくとわかるかなと思いますので、お願いしたいと思います。

(わかりましたの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) そうすると、今の十数万円というのは、先ほどの町長が言われたように、払ったりもらったりする中身が1人当たり十数万円町から持ち出しというのは、そこからそれは保護者からもらった部分で払っていると、こういう理解でいいの。

(何事か声あり)

竹の友幼稚園事務長(小林 亨君) 今ほどのその金額の関係ですけれども、単純に1人頭十数万円という話を先ほどさせていただきましたけれども、その委託料を支払うに当たりまして、私立保育所分に関しましては国県のほうから負担金という形で、国のほうから2分の1、県のほうから4分の1という金額で歳入のほうございますので、丸々の持ち出しではないという部分、さらに保護者からは保育料のほうを徴収しているということでのお支払いをしております。

社会文教常任委員長(皆川忠志君) よろしいですか。

3番(有川りえ子君) 今のこの広域入所委託料は何カ月分なのですか。1年分なのですか。

竹の友幼稚園事務長(小林 亨君) ここの金額に関しましては、補正をお願いしたこのたびに関しましては当初予算と年度末で支払う合計額の差額が送られますので…

3番(有川りえ子君) 1年分を納める。

竹の友幼稚園事務長(小林 亨君) はい、1年分となります。

社会文教常任委員長(皆川忠志君) 有川委員、よろしいでしょうか。

3番(有川りえ子君) はい。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それではそのほか、ここでは、議論ここで終了したいと思います。

そのほか民生費でご質問、ご審議のある方。

2番（椿 一春君） 先へ戻りまして、45ページのところの障害者の介護給付なのですが、30万円で結構大きい金額なのですけれども、これは理由はなかったというものなのですが、実際今ヘルパーさん、ほとんど障害者いると、加茂からヘルパーさん来ているのですけれども、ニーズが十分であって使い切らなかったのか、それともまだ要望はあるのだけれども、ヘルパーさんの不足で利用できないというふうなのか、どっちなのか、わかったら教えてほしいのですが。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 3,000万円というと、ちょっと大きいというのはわかるのですが、全体として1億四、五千万円の給付のうちの3,000万円の減額というふうにまず理解していただきたい。これは、ヘルパーさんのそんな細かい話ではなくて、いろんな施設でサービスを受けている方が現にいまして、そういう方たち、施設、あるいはショートステイとか、いろんなサービスという部分も含まれてあります。この中には、隣の障害者支援センターという利用も含めたものは介護給付には全て入っていると。今説明のときに申し上げたのは、新体系に移行している中で、施設側もいろんな形で給付のあり方を見直ししているという形でありまして、実際に請求が来てみないと私どもも幾ら予算を盛っていけばいいかというのは実はよくわかっていない、そういう試行錯誤の中で予算を組んでいるというような状態でありまして、実績今年度末に近づいて、ある程度の今年度の給付の見込み、ある程度の実績をつかまえていったことから、このぐらいは減額しても年間は間に合うかなということで、今回提案させていただいたような形であります。

以上であります。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

2番（椿 一春君） はい。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） そのほか質疑。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、3款民生費を終了いたします。

では、4款衛生費につきまして。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 4款衛生費、48ページからになりますが、4款1項1目保健衛生総務費ということで、これについては467万2,000円の追加をお願いするものであります。内容については説明欄にあります。まず母子健診の関係で、乳児健

診、あるいは妊婦健診の委託料、これは不用額の整理ということで減額をさせていただきたいと思っております。

それから、その下、特定不妊治療ということで、10万5,000円の追加であります、これは今年度から少子化対策の一貫でスタートをさせていただきました不妊治療の関係について、当初48万円ほどお願いしたのですが、今回今年度は今のところ5組の夫婦の方から申請がありまして給付しています。ただ、もうちょっと年度まだ残っているものですから、3月いっぱいまで残ってあるものですから、もう1組なり2組申請が来てもすぐに支払えるような形で、ちょっと予備も含めて今回計上させていただきました。なお、これについては5組の申請ありましたが、そのうち2組については今年度母子手帳交付させていただきましたところで、大変成果がありました。そういうようなことで報告させていただきます。

それから、その下、精神保健の関係で、扶助費ということで、精神の医療費の助成ということで18万3,000円追加ということであります、これについては今年度かなり精神の関係で対象者が、普通だと四、五人ぐらい入院患者というような形で対応せざるを得なかったということで、この医療費の助成についてもその分追加をお願いしたいということであります。一番下になりますが、国保の特別会計の繰出金ということであります、これは財政安定化支援の決定により追加をお願いするものであります。

ページめくりまして、49ページになりますが、2目の予防費ということで1,607万3,000円の減額であります、説明欄でいきますと、予防接種ということで、個別接種の委託料700万円以上の減額であります、これは6月の議会で報告させていただいたとおりなのであります、子宮頸がんの予防ワクチン、副反応かどうかわからないのですけれども、いろいろ問題がありまして、勧奨を差し控えさせていただいたと、積極的な勧奨をとめてくれというようなことで国からもありまして、それを受けまして、今回勧奨を差し控えております、その中でほとんどの方が今年度は子宮頸がんの予防を受けていないということで、二百四、五十万円ぐらいの分減額を含んでいます。それからあと、それ以外に通常の四種混合、あるいは日脳の関係で、それぞれ減額をお願いするものであります。

それから、20節扶助費、任意風疹予防接種の助成ということで、これも額は多いのであります、120万円ほどあります、これも6月に実は妊婦の予防接種ということで、任意の風疹予防の接種ということで、補正でお願いしたいのであります、意外と現実問題として申請が予想していたよりもほとんどおられなかったと。実際

に接種された方は、妊婦あるいは妊婦の家族で接種された方は10人程度におさまったということでもあります。

それから、その下、健康増進ということで、7節雇い上げ、それぞれ健診とか教室の雇い上げ関係、医師の報償関係というのが補正ということをお願いしておりますし、電算の委託料と健診の委託料ということで、のっておりますが、電算については実はがん検診のクーポンの発行の関係なのでありますが、いろいろ電算会社とのやりとりの中で、スケジュール的に健診のスケジュールがちょっと合わないことから自前でせざるを得なくなりまして、その関係で一部電算の委託料を減額させてもらうというようなことでもあります。

それから、健診については、特定健診や各種がん検診でそれぞれ不用額ということで減額をさせていただくものであります。

町民課長（鈴木和弘君） では、続きまして50ページになりますが、3目の環境衛生費でございます。231万9,000円の減額をお願いするものでございますが、年度末に至って不用額等の整理をお願いするものでございます。

説明欄にありますとおり、まず合併処理浄化槽の補助につきまして、119万8,000円の減額をお願いするものでございます。今現在の見込みでございますが、4人槽から12基、6～7人槽が10基、10人槽が2基というようなことでございます。

それから、下の環境衛生事業112万1,000円、し尿汲取り委託料でございますが、これにつきましても今現在見込み等で約21万4,000リッターほど当初予算から見ると減額になるだろうという見込みでお願いする内容でございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

ご質疑のある方お願いします。よろしいですか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、質疑を終了します。

では、最後になりますけれども、10款の教育費につきまして。

教育委員会事務局長（福井 明君） では、56ページをお開きいただきたいと思えます。

10款教育費、3目教育振興費でありますけれども、111万7,000円の減額をお願いするものであります。

説明欄のところで、教育振興費につきましては、7節賃金の事務補助員19万3,000円の減額でありますけれども、理科支援員の執行残による整理を行うものであります。8節報償費の25万円の減額でありますけれども、それから講師謝礼についても外国

語助手の執行残による整理というものであります。11節の需用費の燃料費8万円の追加を行うものでありますけれども、スクールバスの軽油単価が上昇したことによりまして不足を生じるため、補正をお願い申し上げます。12節役務費の手数料40万円を減額するものであります。児童・生徒の検尿及び教職員の健診が確定をしまして、執行残として整理するものと、それから全国学力学習状況調査について国が実施をしたため、不用となったことから、補正するものであります。19節負担金補助及び交付金のうち、特別支援教育就学奨励費補助の25万円を減額することにつきましては、当初予算の見込みに比べまして申込者が少なかったために補正をするもので、当初は5人見込んでおったのですが、4人になったということで減額をするという次第です。それから、学校給食費10万4,000円の減額につきましては、額の確定に伴う補正でございます。

次に、4目地域経済活性化対策費でありますけれども、46万2,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のところで、地域の元気臨時交付金等につきましては、13節の委託料、学校環境改善事業工事設計監理委託料の6万6,000円と、それから次のページであります。次のページ、15節の工事費の学校環境改善事業トイレ改修工事の39万6,000円の減額、ともに工事の確定に伴いまして減額をお願いするものです。

続いて、57ページの下の方ですが、2項小学校費で1目学校管理費であります。34万6,000円の減額をお願いするものであります。田上小学校管理費の11節需用費、燃料費の10万円につきましては、灯油単価が上昇したことによって不足が生じるため、補正をお願いをします。

次に、田上小学校整備事業の13節委託料9万2,000円及び15節工事請負費5万4,000円の減額につきましては、学校敷地内で雑木伐採委託と、それから外壁改修工事の請負差額によって減額補正を行うものであります。田上小学校その他事業の7節賃金30万円の減額につきましては、介助員の執行残によって整理を行うものであります。

続いて、羽生田小学校管理費の11節需用費のうち、燃料費の10万円につきましては、灯油単価が上昇したことによって不足が生じたための補正でありますし、光熱費の15万円につきましては、水道料の不足が生じたために追加をお願いするものです。羽生田小学校その他事業7節の賃金25万円の減額につきましては、介助員の執行残による整理でございます。

58ページの次の2目教育振興費であります。40万円の減額をお願いをするもの

です。田上小学校教育振興費の20節扶助費10万円及び羽生田小学校教育振興費30万円の減額につきましては、要保護・準要保護児童の援助費が確定したために整理を行うものであります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費であります。1万3,000円の減額をお願いをするものであります。説明欄のところではありますが、中学校管理費の8節報償費10万3,000円は、医師の勤務報償で執行残により整理をするものであります。11節需用費25万円は、灯油単価が上昇したことによって不足が生じるため、補正をお願いするものであります。それから、12節役務費の16万円の減額につきましては、生徒の心臓検診及び貧血検査の手数料でありまして、その執行残によって整理するものであります。

次に、2目の教育振興費であります。42万8,000円の減額をお願いをするものであります。田上中学校教育振興費の19節負担金補助及び交付金の17万8,000円の減額につきましては、中越県大会等の出場助成の事業が確定したことに伴いまして整理をお願いするものであります。

次に、20節の扶助費25万円の減額につきましては、両小学校と同様、要保護・準要保護の生徒が確定したために整理を行うものであります。

59ページになりますが、4項社会教育費で1目社会教育総務費であります。1,641万8,000円の減額をお願いするものであります。内容的には年度末に来て整理を行うものであります。生涯学習事業の3節職員手当等の時間外手当から14節使用料及び賃借料の施設使用料まで、ここまでが執行残が生まれるために減額補正の整理を行うものであります。25節積立金6,000円の追加につきましては、生涯学習センター建設の基金利子の積立金であって、満期による収入が見込まれることから補正をお願いするものです。

次に、60ページ、社会教育事業の1節報酬の文化財調査審議会委員報酬から11節需用費の食糧費まで執行残が生まれるため、それぞれ減額補正の整理を行うものであります。また、光熱水費での2万円の追加につきましては、電気料の値上げの影響が見込まれることから補正をお願いするものであります。13節1,620万1,000円の減額につきましては、国道403号バイパスの湯川地内で埋蔵文化財本発掘調査委託の請け負いが確定したことに伴って整理をするものであります。

続いて、学童保育費の7節賃金、学童保育指導員の25万円と、それから11節需用費の消耗品について、20万円につきましては、執行残が見込まれるための減額補正をお願いするものであります。

61ページの23節償還金利子及び割引料の108万3,000円の追加につきましては、平成24年度の放課後児童健全育成事業の補助金が確定をしたために返還金が生じるため、補正をお願いするものであります。

続いて、2目の公民館費であります。21万5,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のところ、公民館事業21万5,000円の減額につきましては、11節の需用費の食糧費、それから12節役務費の保険料、14節の使用料及び賃借料の寝具借り上げ料にそれぞれ執行残が生まれるため、減額補正を行うものであります。

続いて、4目コミュニティセンター事業費であります。29万9,000円の減額をお願いするものであります。コミュニティセンター管理事業の11節需用費1万8,000円の追加につきましては、燃料費の灯油単価が上昇したことにより不足が生じるため、補正を行うものであります。12節の役務費13万円の減額につきましては、通信運搬の電話料に執行残が見込まれるため、減額補正の整理を行うものであります。また、コミュニティセンターその他事業の18節備品購入費18万7,000円の減額につきましても、同様に執行残が見込まれるため、減額補正の整理を行うものであります。

62ページになりますが、1目保健体育総務費でありますけれども、5万円の追加補正をお願いするものであります。説明欄のところではありますが、保健体育総務費の25節積立金で5万円の追加につきましては、指定期日によって学校振興基金元金に積み立てるものでありまして、8月4日、町民ゴルフ大会での指定期日となっております。

続いて、3目体育施設費であります。37万円の減額をお願いするものであります。町営野球場管理の7節賃金、臨時管理人の4万2,000円、11節需用費の2万4,000円の減額につきましては、執行残が見込まれるための減額補正であります。13節委託料20万7,000円の減額につきましては、芝生管理委託に請負差額が生じたために整理を行うものであります。

次に、16節原材料費9万7,000円の減額につきましては、砂代、施設管理事業の資材の執行残が見込まれるための減額補正で整理を行うものであります。

4目学校給食施設費であります。4万円の減額をお願いするものであります。学校給食施設費の7節賃金、これ臨時調理員の19万円の減額につきましては、執行残が見込まれるための減額補正の整理でありまして、また11節需用費15万円の追加につきましては、燃料費の灯油単価が上昇したことによって、不足が生じるため、補正をお願いするものであります。

続いて、5目地域経済活性化対策費であります。44万3,000円の減額をお願いするものであります。地域の元気交付金事業で63ページの15節工事請負費の減額につきましては、町民体育館脇駐車場改良工事と、それから羽生田野球場バックスクリーンの改修工事が確定したことに伴って、請負差額が生じるために減額の補正を行うものであります。

以上です。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、10款の教育費について説明終わりです。

ご質疑のあらわれる方、お願いします。

2番（椿 一春君） 62ページのところで、1目の保健体育総務費なのですが、表の見方わからないので教えてほしいのですが、数字のところ、地域スポーツ型クラブの助成がマイナス195万円あって、一般財源で同じ同額入っているのですが、これは事業を運営するに当たって、この助成金が減ったから一般財源で補填しようという形なのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 総合型地域スポーツクラブ活動助成の減額が195万円、一般財源の半分の補填をするということですが、t o t oからの補助金が当初見込んでいたものに比べまして事業で割戻しをされたということで、それがちょっとt o t oのほうでは評価という形になりますが、C評価だったのです、事業が。それで、6割ほど、60%の補助金ということになりまして、その分活動助成のほうについては減額がありまして、その一般財源として195万円を補填をしていくということになります。よろしいでしょうか。

2番（椿 一春君） 一般財源で補填したのはわかりましたが、A、B、Cで補填の助成の割合ってCが60%なのですが、BとAの場合何%なのでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） この件については、大平係長に答えさせます。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 大平係長。

教育委員会生涯学習係長（大平哲也君） では、補助率の件についてご説明させていただきますが、年度初めにt o t oから交付決定がなされたときに、t o t oが持っている予算をかなり上回る申請が全国の各自治体、団体から寄せられて、予算をオーバーしたために、やむを得ず割り落としをしなければいけないということになりました。それで、事業評価という形をとって、A、B、Cというランクづけをした上で助成率を決定するという通知が出されたのですけれども、A評価の場合は100%、つまり事業費に対する助成率が90%なのですが、丸々90%分は全部交付しますということでA評価、B評価については、助成率90%なのですが、そこへさらに80%

を掛けてB評価ですと。C評価の場合は、助成率90%に対して60%を掛けて助成しますという形で、助成率はもう全部90%で同じなのですから、Aは満額、Bは80%、Cは60%、あとはそれ以下についてはゼロ、全く対象にならないという場合もありましたけれども、一応助成率の評価についてはそういう形になっています。

以上です。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

そのほかご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

それでは、10款まで終わりました。議案の第12号につきましては質疑を終了いたします。

引き続きまして、議案第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につきまして説明。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の83ページからになります。

議案第15号、平成25年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ4,932万6,000円を追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,824万6,000円とするものでございます。主な内容は医療費の関係で、一般の医療費の関係で24年度をベースにして作ったのですが、かなり医療費が伸びているということでその保険給付費、さらに24年度の実績に伴いまして国のほうに返還する金額がありまして、そちらの部分が大部分の内容でございます。あと、歳入とかそれぞれ今現在決定をしている部分を整理をお願いをしているといった内容でございます。

それでは、議案書の88ページ目からになります。お願いいたします。まず歳入であります。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金であります。10万9,000円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましてはそれぞれ医療費あるいは老健・介護納付金とか、それぞれ国の負担であります。これは既に変更申請をしてお願いをしている内容で整理をお願いしております。2目の高額医療費共同事業負担金146万9,000円の減額でございますが、こちらにつきましては歳出のほうで高額医療費の拠出金ということで、国がその4分の1ということであります。そちらの歳出の額の確定に伴いまして減額をしております。3目の特定健康診査負担金であります。72万1,000円、これにつきましては既に申請をしていただいている金額でございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目の財政調整交付金でございますが、161万7,000円の増額をお願いするものでございますが、歳出で説明をいたしますが、高齢受給者証を再度発行する経費、さらに今国保の関係で国と報告しているシステムがあるのですが、そちらがシステム、XPのバージョンアップをするということで、約100万円ほどになるのですが、それが丸々国のほうで面倒見ていただけるということでの増額であります。

続きまして、5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金でございますが、208万7,000円の減額であります。これにつきましては、変更通知によるものでございますが、内容的には主に退職者医療の関係に伴う交付金になっておりますので、そちらの経費に伴う部分での減額でございます。

めくっていただきまして、2項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金につきましては36万4,000円でございますが、こちらについては既に通知をいただいている金額で減額をしております。

6款県支出金、1項の県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、2目の特定健康診査負担金につきましては、先ほど国庫負担金で説明をさせていただいた内容と同じでございます。

2項県補助金、1目財政調整交付金ですが、538万6,000円でございます。これについては、12月現在ですが、変更通知をいただいている部分、これは一般の医療費も増えてきているという部分もありまして、それに関係する部分での通知でございます。

続きまして、90ページでございますが、7款の共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、それぞれ減額21万9,000円、減額の850万1,000円ということでございますが、それぞれこれ連合会のほうに拠出をいたしまして、連合会から交付をされる内容でございますが、これらも既に額の確定の通知が来ておりますので、それらの整理をお願いするものでございます。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目の一般会計繰入金につきましては355万8,000円の増額をお願いするものでございますが、先ほど一般会計のほうでも説明がありましたとおり、1目、2目、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、それから保険者支援分、さらに5目の財政安定化支援事業繰入金、それぞれ額の確定等に伴いまして整理をお願いしているものでございます。

続きまして、11款繰越金、1項1目の繰越金でございますが、5,132万3,000円と

いうことで、これは繰越金全額になってございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費114万4,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄、役務費、通信運搬料でございますが、先ほど一番最初に保健福祉課長ちょっと説明をさせていただいた部分で、いわゆる70から74歳までの高齢受給者証につきましては、26年4月2日以降70歳になった方から該当するというので、それまでの間の方につきましては再度1割ということですので、再度高齢受給者証を再発行する経費が必要になるということで、郵便料等をお願いする内容でございます。

13節の委託料につきましては、歳入で説明をいたしました国保の事業報告システムというのがありますが、そちらがXPのサポートが終了するのにあわせてバージョンアップが必要だということで、今回補正をお願いするものでございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、5,650万4,000円ということで、これはかなり金額が高くなっております。下のところの高額療養費と連動しているのですが、医療費につきましては過去の状況、予算の時点では24年度の上半期をもとに医療費の推移を見て積算をしたのですが、25年度は24年度よりもかなり医療費が伸びているというようなことで、今回これだけの大きな金額を増額をお願いする内容でございます。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、逆に500万円の減額をお願いするもので、今の現状を見ても、この程度の減額が見込めるということで減額をお願いするものでございます。

それから、2項高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費ですが、290万6,000円ということで、こちらにつきましては12月にも補正をお願いをしたのですが、やはり高額に該当する方もここ一、二カ月かなり件数も増えております。がんの関係ですとか骨折といったような感じで、かなり金額も増えておりますので、今回お願いをするものでございます。

それから、3款後期高齢者支援金等、それからめくっていただきまして、前期高齢者納付金、それから老人保健の拠出金、それから94ページの介護納付金につきましては、それぞれ支払基金等、こちらの関係機関からもう既に通知が来ておりますので、それに伴う増減の整理をお願いしているものでございます。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金、587万8,000円、2目の保険財政共同安定化事業拠出金1,446万1,000円ということでございますが、こちらにつきましても連合会のほうで今年度の医療費等県内の状況を計算をいたしまして、それ

ぞれ決定をいただいている金額でございます。

それから、めくっていただきまして、最後になりますが、11款の諸支出金、1項3目の償還金1,516万4,000円でございます。24年度の実績によりまして、国のほうからいただいている療養給付費、いわゆる医療費の関係に対する負担金であります。こちらのほうの確定等に伴いまして返還が必要になりましたので、それが約1,430万円、あと特定健診につきましてもそれぞれ確定に伴いまして国、県で80万円ほど返還が必要になったということをお願いする内容でございます。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 議案第15号について説明が終わりました。

質疑のある方お願いします。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） では、私のほうから。ちょっと教えてください。

91ページの負担金の関係の療養給付費が伸びているということで、5,600万円は補正やるわけですけれども、これは総額は13億円という中で非常に高い、見込み違いと言ったほうがよろしいのでしょうか。このところ、ちょっと考え方を。

町民課長（鈴木和弘君） 見込み違いというか、先ほどちょっと説明しましたけれども、予算の時点では医療費は過去の状況ですから25年度の予算を作るときは22、23、あと24年度ですと予算が作れる段階で半分ぐらい、上半期を医療費を見まして、大体これぐらいであろうということで見込みを作って予算を見ます。先ほど申し上げましたように、25年度は4月から対前年度はもう100%を超えているというような状況がありますので、この辺が一番ちょっと医療費を見込む上では非常に難しい部分がありますので、見込み違いというか、医療費の見方はなかなかその部分では年度年度によって違うという部分でちょっと難しいというのが正直なところです。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） もう一点教えてください。後期高齢者の医療費が見込みよりは少なくなっていると思うのですけれども、国民健康保険の該当者が増えているということなのですか。今後ともこの見込みはどうか。

町民課長（鈴木和弘君） 医療費については先ほど申し上げましたように、なかなか正直難しい部分があります。それと、高額医療費がかかると高額と言われまして、かなり100万円以上該当する方をうちのほうで資料を作ってはいるのですけれども、それも昨年の今時点で比較すると、かなりやはり件数も8件ほど今現在で増えているという状況もあります。

ただ、その医療の病名、そういう部分から見ると、この前国保の運協もあったと

きに先生のほうからもちよつと内容を見ていただいた部分では、余り継続はしないのではないかなと、いわゆる単年度、その月一月一月ぐらいで終わるのではないかなという病名だということを見ますと、減るのかなと、余り増えないのだなとは思いますが、その辺はまたちよつとわからない部分というのが正直あります。なかなか難しいというのが現状であります。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） もう一点教えてください。ジェネリック医薬品の推奨というか、あるいは通知というか、これは予算は国民健康保険ではなくて一般会計でしたか。

町民課長（鈴木和弘君） いや、国保にあります。国民健康保険のここに今回補正の中にないが、保健事業費の中に医療費通知とジェネリックということで連合会に委託をしてこちらのほう通知を送っているという経費はあります。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 実績は、もしわかったらどんな感じ。……もしなければ後で。

町民課長（鈴木和弘君） ちよつとお待ちください。連合会のほうで一応集計をした結果は出ているのですけれども……最大で見てという部分で、これは25年4月と25年11月のいわゆる効果額を比較した時点で最大としては全体では約254万円が229万円ほど、230万円ほどですから22万円くらいでしょうか。保険者負担、自己負担もありますので、自己負担で見ると198万円が180万円ほどですから18万円くらいでしょうか。そのくらい影響があるだろうと言われている部分での集計の結果は。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） その他質疑ございませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

それでは、続きまして議案第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきまして説明。

町民課長（鈴木和弘君） 続きまして、議案第16号、議案書の96ページになります。平成25年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ443万2,000円の減額をお願いしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億556万8,000円とするものでございます。主な内容は、ほとんど整理、通知をいただいている部分がありますので、数字の整理をお願いするものでございます。

101ページをお願いいたします。歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別

徴収保険料、2目の普通徴収保険料、それぞれ減額をお願いしてあるものですが、こちらは広域連合のほうから試算をして、こちらのほうに通知をいただいている内容でございますが、当初広域連合で被保険者数の伸びをちょっと高めに、24年度よりは1%ほど増えるだろうということで積算をしておりましたが、現実的には24年度よりはマイナス、30人ほどですか、減額になっていると、いわゆる人数が伸びなかったということでの減額でございます。

3款繰入金、1項の一般会計繰入金、1目事務費繰入金、2目保険基盤安定繰入金、3目長寿健康増進事業繰入金につきましては、事業等の確定、申請をしている内容でそれぞれ減額をお願いするものでございまして、先ほど一般会計のほうでも説明がありましたとおりに事務費、広域連合の共通経費、保険基盤の額の確定、あるいは長寿健康増進、これ人間ドックの補助でございますが、そちらを減額をお願いするものでございます。

4款1項1目の繰越金ですが、205万9,000円、今回全額を計上しております。

102ページ、下でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、482万6,000円でございますが、こちらにつきましても広域連合のほうに納付する金額、保険料、あるいは基盤安定、共通経費、それぞれ確定に伴いまして減額をお願いするものでございます。

3款諸支出金、1項1目一般会計繰出金59万4,000円でございますが、こちらは24年度の精算の一部ということで、一般会計への繰り出しをお願いするものでございます。3項保健事業費、1目長寿健康増進事業費20万円の減額でございますが、人間ドックの補助ということで1人1万円を補助しているのですけれども、今現在見込みで減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、議案第16号の説明が終わりました。

質疑のある方お願いします。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

では、続きまして議案第17号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について。

保健福祉課長（吉澤深雪君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

議案書の104ページをお開きください。訪問看護の補正の第2号ということで、歳

入歳出それぞれ65万2,000円を追加し、総額を4,055万2,000円といたすものでありますが、内容については、年度末になりまして、それぞれ見込みにより不用額等の整理をお願いするものであります。中身については、ちょっと飛びまして、109ページまでお聞きいただきたいと思っております。

109ページ、歳入であります。まず1款訪問看護料ということでありまして、1款は訪問看護の医療関係の請求関係でありまして、1目療養費ということで、保険給付の分ではありますが、それが補正額としてちょっと余計に増額が見込まれるということで追加をお願いするものであります。2目利用料は本人の患者の負担であります。利用者の分でございますが、これ若干ちょっと減額が必要かなということであります。

続いて、2款介護給付、介護保険の関係の請求関係であります。これについては1項1目居宅介護サービスということで、訪問看護の関係については140万円ほど減額ということであります。主に利用者の減がありまして、お亡くなりになった方、あるいは施設入所という関係で、訪問看護のちょっと利用が減ってきたということであります。その下の2款の2項利用料、これは患者負担、利用者の負担になりますが、1割分の負担ではありますが、20万円ほどの減額をお願いするものであります。

次のページ、110ページの5款繰越金については、24年度からの繰り越しを全額受け入れるものであります。

続いて、めぐりまして111ページになりますが、歳出ということで1款総務費、1項1目一般管理費で196万円の減額ではありますが、最初に説明欄ありますが、職員手当の時間外勤務手当ということで、10万円の追加をお願いするものでありますが、今回ターミナル、終末医療の関係の方がかなり増えまして、その関係で休日や年末年始の出勤が多くならざるを得なかったということであります。ちなみに、4月から今までターミナル、終末医療でお送りした方は16人ほどおります。

続いて、11節需用費の関係、あるいはその下の訪問看護のその他、看護師の雇い上げなり私有車の借り上げでございますが、不用額の整理であります。先ほども言いましたが、訪問看護、看護師については、死亡あるいは施設入所の関係で利用者の減によりそれぞれ不用が見込まれるということであります。

2款予備費ではありますが、これは不用額の整理に伴い、追加をさせていただくものであります。訪問看護についての説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、説明が終わりました。

質疑のある方。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

では、最後になりますけれども、議案第18号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定につきまして。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 続きます、議案第18号であります、112ページからありますが、介護保険の特会の補正ということで第4号であります。

総額歳入歳出それぞれ9,374万9,000円を減額し、総額を11億290万3,000円といたすものでありますが、内容はほとんどが年度末に至りましてそれぞれ決定見込みということで、それぞれの整理をお願いするものであります。詳しくは117ページまでお進みください。

117ページ、歳入であります、最初に1款保険料ということでありますが、1項1目第1号の保険料ということで200万円の補正額、200万円の追加をお願いするものでありますが、これは今年度見込んでいたよりも所得階層の高い人が加入されたということで、その関係で増額が見込めるとということで追加をお願いするものであります。

続いて、3款国庫支出金、1項国庫負担金であります、それは介護給付、歳出の給付サービスの減額に伴い、この国の負担分をそれにあわせて減額いたすものであります。その下の国庫補助金、2項国庫補助金で、1目調整交付金は1,100万円ほどの減額であります、これは調整交付金、それぞれの保険者の状況によって多寡、増減がありますが、今回当初見込んでいたよりも田上町は高所得者が多い、あるいは後期高齢者が県内よりも比べて低いというようなことで、そういう状況でこれが減額となっております。

続いて、その下の地域支援の交付金、あるいはそれについては歳出のサービスの決定に伴う減額でありますし、4目の介護保険の事業費の補助金9万8,000円を新たに追加するものでありますが、これは説明欄にありますが、消費税の増税に伴いまして介護報酬の改定が行われますので、それに伴う電算システムの改修は歳出で必要になってきます。それに対する国の2分の1の補助ということであります。

118ページに移りますが、4款支払基金交付金、これは2号の方の保険料から……2号の40歳から64歳に伴う方々から負担していただく分の関係になりますが、そのサービスに伴いまして、その分負担割合に伴いまして減額といたすものでありますし、その下の5款県支出金についてもそれぞれサービスの減額に伴う、それぞれの

負担割合に伴う減額であります。

めぐりまして、119ページになりますが、6款財産収入は基金の利子分の補正であります。それから、7款繰入金は、1項1目介護給付の繰り入れは、これは介護給付の町負担分、給付サービスの減額と同じで、町の負担分を減額をいたすものであります。3目その他は役務費分の追加をお願いするものであります。2項の基金繰入金726万8,000円ではありますが、これは介護給付に伴いまして、その財源不足分を補填させていただいたものであります。なお、これによりまして介護給付の基金に繰り入れることによりまして、これを繰り入れますと、基金の年度末の見込みは5,500万円を今のところ見込んでおります。

120ページからは歳出になりますが、1款総務費、1項1目一般管理費で、24万8,000円の追加をお願いするものでありますが、説明欄で役務費、郵便料でちょっと不足がありますので追加をお願いしたいということと、委託料は歳入でも説明しましたが、介護報酬改定に伴うシステム改修の委託が必要ということで、19万8,000円をお願いするものであります。

その下の2款の保険給付費であります。居宅介護サービスの給付ということで、3,200万円減額出ていますが、当初見込んでいたほど給付は伸びなかったということで、今デイサービス、あるいはショートステイの利用がそれほど増えなかったということで、今回減額させていただくものであります。

ページ移りまして、121ページになりますが、中段から2目の地域密着型介護サービス給付費ということで、4,600万円の減額としてありますが、これは保明で今年度から、5月からですか、オープンしました陽だまりの家の関係がそこに出てきまして、当初18人入居、全部入るということで見込んで予算を組みましたが、大分予想と反しまして利用が少なく、今現在3月上旬で10人の入居者が今あります。それぞれ4,600万円を減額ということでしております。

その下の3目施設介護のサービスということで1,000万円の減額であります。これは主に老健の施設の減少、3人分ぐらいの減少かなということでありますが、主に特養のあきがあったことから老健施設、老健関係が減額、減少が見込めるということになります。

122ページへ入りますが、5目居宅介護の住宅改修費ということで300万円の減額、半分に減らすものでありますが、特に24年度、昨年度はすごく急激な伸びがありまして、これを多く見込んでいたのでありますが、今年度はそれほど伸びなかったと、落ちついてきたというようなことで、300万円あれば年度末までいけるかなというこ

とで、このたび減額をさせていただきました。

めぐりまして123ページであります、6目居宅介護のサービス計画給付ということで、これは280万円追加をお願いするのであります、介護度が増していった、恐らくこの単価、それぞれ単価が上がってきたかなということで、不足が見込まれることから追加をお願いするものであります。

この123ページの下段であります、2項介護予防サービス等諸費、いわゆる要介護ではなくて、要支援1、2の方に対する介護サービスが介護予防という名称であります、これについてもそれぞれ見込みにより不用額を整理するものであります、予防サービス給付では260万円の減額、124ページに入りましては介護予防のサービス計画の給付費、計画給付については10万円ほどの追加を不足が見込めるので追加をお願いするものであります。

ページめぐりまして、125ページになります、中段に2款の4項高額介護のサービス等費ということで、高額介護については当初見込んでいたよりも不用が見込まれますので、150万円ほど整理をさせていただくものであります。その下の126ページになります、6項特定入所者介護サービス等費ということで、これは低所得者の関係の補助の関係なのであります、当初見ていたよりも減額が見込まれるということで、180万円の減額をお願いするものであります。

最後、127ページになります、4款の基金積立金、これは当初見ていたよりも利子がちょっと余計に入りましたので、その分を利子分を積み立てさせていただくものであります。

介護保険の説明については以上であります。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

皆さんのほうからご質疑等ありますか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

それでは、これで質疑は終了いたします。社会文教常任委員会に付託されました議案についての質疑は以上で終わります。

それでは、これから討論並びに採決を行いたいと思います。

それでは、まず議案第4号について討論を行います。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を

終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決しました。

最後になりましたが、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決しました。

3月3日付けで社会文教常任委員会に付託された案件について、皆様の真摯なご協議ありがとうございました。

これで社会文教常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時37分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成26年3月10日

社会文教常任委員長 皆 川 忠 志